

一般事業主行動計画について

令和 5年 3月30日

当法人は、次世代育成支援対策推進法に基づき『一般事業主行動計画』を公表いたします。

【一般事業主行動計画とは】

法人が職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、

- (1) 計画期間 (2) 目 標 (3) 目標達成のための対策を定めるものです。
法律の有効期限延長に伴い、延長後の行動計画を策定いたします。

◇医療法人 微風会 行動計画

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日までの3年間

2.内容

目標 1： 男性の子育て目的の休暇の取得促進

男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

※実施日：令和5年4月1日

目標 2： 事業所内保育施設の運営の充実を図り安心して仕事ができるよう整える

※実施日：令和5年4月1日

目標 3： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法及び育児休業給付労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

※令和5年4月1日

3. 一般事業主行動計画の外部への公表方法

当法人ホームページ

4. 一般事業主行動計画の職員への周知方法

事業所内の見やすい場所への掲示